別添２－２

有機農業指導員の育成・確保（推進体制整備）の実施に当たって

都道府県等は、有機農業指導員を育成・確保する場合には、以下のとおりとする。

１ 有機農業指導員の育成の取組

（１）事業の目的

管内において、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機JAS認証の取得がしやすくなるよう指導体制を整備するため、有機農業の栽培技術や有機JAS制度、その他有機農業の取組に必要な事項等について指導・助言を行うことができる有機農業指導員を育成する。

（２）事業内容

有機農業指導員が、農業者等に対する指導に必要な知識を習得するため、有機農業の栽培関係の講習、有機JAS検査員向け研修会、ほ場実地検査、その他ほ場等を活用した現場講習、有機JAS加工・小分け認証講習会、その他有機農業の指導員の育成に高い効果が期待される取組の講習会等に係る開催又は有機農業指導員（予定者）の派遣・受講支援、その他有機農業の指導員の育成に高い効果が期待される取組等を行う。

（３）事業の対象者の要件

本事業において、研修会の受講等を支援する者は、次に掲げる者のうち、有機農業の栽培技術や有機JAS制度等について指導活動に従事することが確実に見込まれ、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置付けられている者とする。

なお、本事業を活用して育成された者については、事業実施年度から少なくとも３年の間、指導活動の対価を、指導を受けた者から受領しないことを要件とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した実

績を有する者に限る。）

（カ）その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考え

る者

（４）留意事項

本事業の支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組事項 | 費目別の内容例示 | 備考 |
| １　研修会の開催  又は受講  ２　ほ場実地検査、その他ほ場等を活用した現場講習の受講又は派遣  ３　その他有機農業指導員の育成に高い効果が期待される取組 | １ 謝金  研修会等の講師謝金、ほ場実地検査を活用した現場講習で対応した農業者への謝礼等  ２ 調査等旅費  都道府県職員の研修受講やほ場実地検査を活用した現場講習等に係る旅費  ３ 委員旅費  研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修やほ場実地検査を活用した現場講習等の受講に係る旅費  ４ 研修受講費  研修の受講料、テキスト購入料等  ５ 印刷製本費  研修会等の資料等  ６ 通信・運搬費  研修会等資料の発送費等  ７ 会場借料  研修会等の会場借料  ８ 消耗品費  研修会等の開催に必要な消耗品等  ９ 資料購入費  　　教材の購入等  10　委託費  　　委員旅費や謝金の交付事務、その他本  事業の一部を他の者に委託する経費 | ・ほ場実地検査を活用した現場講習は、有機JASのほ場実地検査の手法を学習するためのものとする。その他、有機JAS認証取得農業者等から栽培技術の講習を受けることができるものとする。 |

※　費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項３については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

２ 指導活動の推進

（１）事業の目的

農業者等に対し、有機農業指導員による有機農業の栽培技術や有機JAS制度等に係る指導活動を推進する。

（２）事業の内容

有機農業指導員が有機農業の栽培技術や有機JAS制度等について農業者等に対する指導・助言を行うため、事業説明会の実施、農業者や加工・小分け等に関心を有する者向け有機JAS講習会等の開催、農業者等への現地指導、有機JAS認証取得の手引きの作成等の取組を支援する。

（３）事業の対象者の要件

本事業において、指導・助言の活動等の支援を行う者は、次に掲げる者のうち、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置づけられている者とする。

なお、（エ）、（オ）及び（カ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した

実績を有する者に限る。）

（カ）その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

（４）留意事項

本事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組事項 | 費目別の内容例示 | 備考 |
| １　講習会の開催  ２　有機農業指導員による現地指導  ３　その他有機農業指導員による指導に高い効果が期待される取組 | １ 謝金  研修会等の講師謝金等  ２ 調査等旅費  都道府県職員の農業者指導に  係る旅費等  ３ 委員旅費  関係機関・団体職員等の農業者  指導に係る旅費等  ４ 印刷製本費  農業者指導に係る資料作成費  等  ５ 通信・運搬費  農業者指導に必要な郵便、運  送、電話などの通信料等（基本  使用料等の固定費用を除く。）  ６ 会場借料  農業者指導に必要な会場借料  等  ７ 消耗品費  農業者指導に必要な消耗品等  ８ 借上費  農業者指導に必要な事務機  器、通信機器の借上等  ９ 資料購入費  指導参考図書の購入等  10 情報発信費  研修会等のＰＲ資材、広告・啓  発等  11 燃料費  有機農業指導員等による現地  指導等のため、自動車で移動す  る場合のガソリン代（調査等旅  費又は委員旅費に該当する場合  を除く。）  12 備品費  農業者指導に直接必要な備品等  （リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）  13 委託費  指導活動の一部や旅費や委員謝  金等の交付事務を他の者に委託  する際の経費 | ・ |

※　費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項３については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。